

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

平成29年8月 契約

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
茨城労働総合庁舎内中央監視盤(防犯・入室管理設備及び空調全般管理設備)修繕工事	支出負担行為担当官 茨城労働局総務部長 小山 英夫 茨城労働局 茨城県水戸市宮町1-8-31	平成29年8月1日	日本ビルシステム 株式会社 茨城県水戸市中央1-2-15-3F	茨城労働総合庁舎の中央監視盤の保守・点検を含む施設管理業務は本件契約業者が受託しているものであり、他業者が修繕工事を行うと、工事後の保守・点検業務に不都合が生じる可能性がある。また、国土交通省より庁舎管理の観点から、施設管理を業務委託している場合には当該施設に係る修繕等についても、施設管理業務を受託している業者と契約することが望ましいとの指導を受けている。よって、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当するため。	2,000,000	1,998,000						
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。